

道路自費工事における街路樹撤去 (伐採・補植)の検討・手順

建築計画等の慎重な検討

- ・青葉区には街路樹に愛着をもっている区民の皆さんも多く、まずは**街路樹の撤去を伴わない建築計画の検討**をお願いしています。
- ・安易に街路樹の撤去を計画したり、地域の皆さんへの周知や調整が不十分であったため、**周辺の皆さんとトラブルに発展し、建築計画を根本から見直したり、着工が遅れてしまう事例が数多く発生**しています。
- ・やむを得ず撤去せざるを得ない場合は、地域の皆さんへの周知や調整を十分に行い、**当該樹木を伐採後、他の植樹ますに新植・補植することが自費工事の承認条件となります。**

街路樹撤去までの流れ

※自費工事の申請前に必ず土木事務所へ事前相談をしてください。

土木事務所への事前相談

- ・街路樹の撤去を伴う場合は、撤去の可否について事前にご相談ください。

↓
自治会長・近隣住民へ
お知らせの配布と
お知らせ(検討)の掲示

- ・案内図等を含めたお知らせを作成し、自治会長・近隣住民へ説明・周知してください。
- ・対象街路樹の幹に「**街路樹の撤去を検討しています**」のお知らせを掲示してください。
- ・掲示期間中に近隣住民からご意見等があった場合は、申請人・工事人の責任において調整を行ってください。

↓
自費工事申請

- ・近隣住民との調整が完了した後、街路樹撤去の自費工事申請を行ってください。

↓
お知らせ(撤去)の掲示

- ・自費工事申請書類を窓口へ提出した後、対象街路樹に「街路樹を撤去します」のお知らせを掲示してください。
- ・土木事務所による自費工事の承認後も、近隣住民からご意見等があった場合は、申請人・工事人が誠意をもって対応してください。

↓
撤去・補植の施工

- ・補植箇所については、既存の植樹枠がある場合であっても、既存街路樹との間隔が狭い箇所や、交差点、バス停、照明灯その他道路付属物の周辺には植栽できない場合があります。事前に土木事務所へ確認してください。
- ・補植する樹種は、路線ごとに決まっています。

↓
完了報告書の提出

- ・切下げ工事等を含む全ての自費工事が完了した後、完了届及び写真を提出してください。
- ・「**街路樹補植完了報告書**」(位置図含む)を提出してください。

地域の皆さんへの周知内容・方法

【周知方法】

- ・街路樹撤去（検討）について近隣住民の方へちらし配布
- ・自治会長への説明
- ・「街路樹撤去を検討しています」のお知らせの掲示（道路自費工事申請前）
- ・「街路樹撤去のお知らせ」の掲示（道路自費工事承認後）
- ・街路樹撤去について近隣住民の方へちらし配布

【お知らせ内容】

- ・撤去理由・撤去時期・連絡先など

補植樹木の形状規格（植栽時）

- ・高 木：幹周21cm（地際から1.2mの高さの位置）
樹高が標準4.0m
樹幹が直幹のもの
- ・中低木：樹高が0.3m以上（中木は1.5m程度）
歩道植樹帯の場合は植栽時に樹高が0.6m以下
植栽時に葉張りが0.3～0.8m

その他の規格、基準

- ・植穴：道路植栽植穴寸法図（公園緑地施設標準図集）
 - ・支柱：道路植栽鳥居支柱 幹周0.09m以上0.3m未満 補植用（公園緑地施設標準図集）
- なお、**添木は設置しないでください。**

補植先について

- ・自治会等、地域の皆さんの要望箇所
- ・撤去箇所の近隣の空きます（申請人・工事人が探してください。）
- ・土木事務所が紹介する箇所（青葉区全域）

（※ただし、横浜市道の植樹ますで、補植箇所に面する居住者の了承を得ること。また、ほとんどの場合、**補植先の植樹ます内の抜根が必要。**）

補植出来ない場所

既存の植樹ますであっても、**下記の箇所は補植出来ません。**

- ・交差点の曲線部、隅切りの起終点から10m以内の箇所。
- ・既存街路樹と補植樹木の間隔が10m以下の箇所。
- ・信号機、道路標識、街路灯、高架橋、歩道橋から5m（最低3m）以内の箇所。
- ・バス停留所の標柱から車両進行方向に向かって手前へ10m以内の箇所、及び乗客の乗降に支障となる箇所。

その他

- ・補植した樹木が**1年以内**（完成検査から）に**枯れた場合**は、申請者負担で**植替え**をしていただきます。
- ・自費工事の完了届に、補植前・中・後及び幹周検測の写真を添付してください。
- ・「**街路樹補植完了報告書**」（位置図とも）を提出してください。